

# きなん まつり

## 芸能発表会出演者 総合文化展出品者大募集!

年に一度のお楽しみ! 今年もきなんしがやってくる。  
『きなんしまつりにおいでなんし〜。』日ごろの成果を  
皆さんに発表してみませんか。

### 総合文化展

- 日時 10月23日(金)~28日(水) ただし10月26日(月)は休館
- 会場 エコールみよた あつもりホールほか
- 時間 午前10時~午後6時(10月28日は午後4時まで)
- 出品要項
  - 出品の種目 絵画・書・陶芸・生け花・写真・工芸品などの作品
  - 出品資格 町内住居者もしくは町内在勤者
  - 搬入搬出について 会場設営、搬入及び飾り付けは  
10月22日(木)午前9時~午後6時まで  
搬出、片付けは10月28日(水)午後4時~

### 芸能発表会

- 日時 11月1日(日)
- 時間 午前8時30分~午後2時30分
- 会場 エコールみよた あつもりホール
- 出演要項
  - 芸能発表会出演の種目  
ダンス・コーラス・詩吟・民謡・童謡・舞踊・三味線・大正琴・芝居・手品・かくし芸  
など日ごろ練習している芸能
  - 出演資格
    - ㊦町内住居者もしくは町内在勤者
    - ㊧個人参加か団体で5分を目安に出演できるものとする
    - ㊨種目・所要時間については申し込み時点で相談調整する

申込方法・締め切り 「芸能発表会」「総合文化展」ともご希望の方は9月26日(土)までに、  
エコールみよた窓口に備え付けてあります用紙に記入の上お申し込みください。

催し物

## 「中国雑技ショー」

変面、柔術軟体など

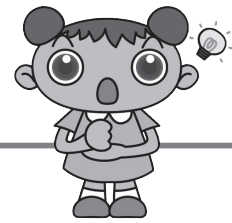
ご家族お揃いでおいでなんし〜。  
詳しくは広報10月号にて掲載

お楽しみに!





# 環境衛生情報



町民課 環境衛生係 内線(47・74)

## 犬は正しく飼いましょう！

犬は人のよきパートナーです。  
でも正しく飼わないと他人に迷惑をかけてしまうことも…

**犬が敷地の外へ出ないようにしましょう。**

飼い主と一緒にだとおとなしい犬も、犬だけで外に出るとパニック状態になり、人を咬むこともあるかもしれません。  
また、犬が交通事故に遭うこともめずらしいことではありません。

**犬の散歩のときは必ずリードを持って、犬の行動を制限できるようにしましょう。**

犬が苦手な人も大勢います。そんな人は迷い犬に出会ったり、犬が自由な状態で散歩していると恐怖心を覚えます。  
また、出会った犬同士がけんかになることもあります。

**犬が散歩中にしたフンは必ず家に持ち帰って処理しましょう。**

道路や公園への犬のフンの放置は、それを見た人の気分を害するだけでなく、衛生面でも大きな問題があります。犬のフンをきちんと処理することは犬を飼う人の当然のマナーです。

## 上限10万円

## 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止策の一環として新エネルギー設備の導入を行った皆さんに奨励金を交付しています。

### 交付対象設備

- 太陽光発電設備
- 太陽熱利用設備
- 小型ハイブリッド照明設備
- クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車など）
- 小型風力発電設備
- 小水力発電設備
- 天然ガスコージェネレーション設備（ガスエンジン給湯器など）

○詳しくは、町民課環境衛生係までお問い合わせください。

## 不法投棄は犯罪です！！

ゴミ収集場所や道路・個人の所有する空き地などに無断で廃棄物を捨てる不法投棄は依然として後を絶たないのが現状です。国は廃棄物処理法の規制を強化し、町でもさまざまな対策を講じていますが、不法投棄のない美しいまちを守るには、町民の皆さんの協力が不可欠です。

不法投棄をしない、させない環境づくりに力を合わせて取り組みましょう。

不法投棄の原因者は、撤去を求められる上、重い罰金刑が科せられます。

### ■不法投棄の罰則【刑事処分】

- 個人 五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金またはこの併科
- 法人 一億円以下の罰金

### ○不法投棄を見かけたら通報を

不法投棄を、「しない」「させない」「許さない」意識が大切です。不法投棄を見かけたら、すぐに警察(110番)に通報してください。

- 自分の住所、氏名、電話番号をお知らせください。
- 不法投棄の発生あるいは発見した日時、場所、投棄されたもの及びその量、さらには、投棄者、車両の車種・色・ナンバーなど詳細についてお知らせください。

### ○不法投棄をされないために

不法投棄は、管理が行き届いていない場所に捨てられる傾向にあります。土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されないよう、より一層の適切な管理をお願いします。

- 定期的に見回りをする。
- こまめに清掃(草刈り)をする。
- 防護柵やフェンスを設置する。
- 不法投棄防止看板を設置する

(町設置の不法投棄防止看板を希望される方は、町民課環境衛生係までご相談ください)。